令和８年１０月９日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和７年(ワ)第７０１７５号　損害賠償請求事件

口頭弁論終結日　令和８年８月１７日

判　　決

原　　告　　株式会社才色兼備

同訴訟代理人弁護士　　北　村　尚　弘

小　澤　亜季子

被　　告　　Ａｉ

同訴訟代理人弁護士　　野　澤　政　伸

主　　文

１　被告は、原告に対し、４５０万円及びこれに対する令和７年５月１７日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

２　原告のその余の請求を棄却する。

３　訴訟費用は、これを３分し、その１を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。

４　この判決は、第１項に限り、仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

被告は、原告に対し、１３１３万４０００円及びこれに対する令和７年５月１７日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要等

１　事案の概要

本件は、原告が、被告が原告との間のプライバシーマーク取得等支援業務委

託契約（以下「本件業務委託契約」という。）に基づく競業避止義務に違反した旨主張して、債務不履行に基づき、損害賠償金１３１３万４０００円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である令和７年５月１７日から支払済みまで民法所定の年３％の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

２　前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠（枝番を含む。以下特段の断りのない限り同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

⑴　当事者等

ア　原告は、各種コンサルティング業務等を目的とする株式会社である。

イ　株式会社ＵＰＦ（以下「ＵＰＦ」という。）は、原告と株主を同じくするいわゆる兄弟会社であり、原告に対してプライバシーマーク制度に関する業務を委託している。

ウ　被告は、令和元年１０月１２日から令和４年３月３１日までの間、原告との間の本件業務委託契約に基づき業務を行っていた者である。

⑵　プライバシーマーク制度（甲１８、乙Ａ１２、弁論の全趣旨）

プライバシーマーク制度とは、日本工業規格「ＪＩＳ　Ｑ　１５００１個人情報保護マネジメントシステムー要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度であり、一般財団法人日本情報経済社会推進協会がプライバシーマークに係る事業者等の認定や付与を行っている。

また、プライバシーマークの有効期限は認定から２年間であり、プライバシーマークを継続して使用する場合には、更新を行う必要がある。

⑶　本件業務委託契約の締結等

ア　原告と被告は、令和元年１０月１２日付けで、以下の約定により、原告が被告にプライバシーマークの付与適格の新規取得支援業務又は更新支援業務を委託する旨の本件業務委託契約を締結した。（甲４）

(ｱ) 第１条１項

原告は、一般社団法人日本情報経済社会推進協会から認定を受ける「プライバシーマーク制度」における付与適格の新規取得支援業務又は更新支援業務若しくはその両方（以下「本件業務」という。）を被告に委託する。

(ｲ) 第１０条１項

被告は、顧客と本件業務又は本件業務に類似する業務につき直接取引又は直接取引を目的とした営業行為を行ってはならない。

(ｳ) 第１０条３項

被告は、第１項の規定に違反した場合、原告に対し、違約金として金１５０万円を支払わなければならない。

(ｴ) 第１０条４項

前項の規定にかかわらず、被告が、第１項の規定に違反して、顧客と取引をしたときは、被告は、原告に対し、当該取引によって得た売上額を損害として賠償しなければならない。

(ｵ) 第１０条５項

本条は、本件業務委託契約が終了した後５年間は、有効に存続するものとする。

イ　被告は、本件業務委託契約に基づき、原告及びＵＰＦの顧客である株式会社テイルズ（以下「テイルズ」という。）、松村工業株式会社（以下「松村工業」という。）、神戸ロジサービス株式会社（以下「神戸ロジサービス」という。）、株式会社Ｋｅｉｓｈｉｎ（以下「Ｋｅｉｓｈｉｎ」という。）、ソフトコム株式会社（以下「ソフトコム」という。）、株式会社ドリームファクトリー（以下「ドリームファクトリー」という。）及び株式会社ハスラック（以下「ハスラック」という。）に対し、担当者として本件業務を行った。

⑷　本件業務委託契約の終了

原告と被告との間の本件業務委託契約は、令和４年３月３１日に終了した。

３　争点

⑴　競業避止義務違反の有無（争点１）

⑵　本件業務委託契約に係る公序良俗違反の有無（争点２）

ア　競業避止条項の公序良俗違反の有無（争点２－１）

イ　違約金条項の公序良俗違反の有無（争点２－２）

⑶　損害の発生及び損害額（争点３）

４　争点に関する当事者の主張

⑴　争点１（競業避止義務違反の有無）について

（原告の主張）

被告は、本件業務委託契約１０条１項、５項に基づき、同契約終了後５年間は顧客と本件業務又は本件業務に類似する業務につき直接取引又は直接取引を目的とした営業行為を行わない義務を負っていた。それにもかかわらず、被告は、以下のとおり、顧客に営業行為ないし顧客と直接取引をした。

ア　テイルズ、松村工業及び神戸ロジサービスについて

被告は、本件業務委託契約の終了後、オプティマ・ソリューションズ株式会社（以下「ＯＳ社」という。）との間で、プライバシーマーク等の取得等に係るコンサルティング業務等に係る業務委託契約を締結し、令和５年１０月４日、テイルズ、松村工業及び神戸ロジサービスに対し、ＯＳ社のコンサルタントとしてプライバシーマーク更新の手伝いをしたい旨のメールを送信し、本件業務と同種の業務について営業を行い、松村工業及び神戸ロジサービスと直接取引を行った。

イ　Ｋｅｉｓｈｉｎについて

被告は、令和５年２月１０日頃、被告が担当していたＫｅｉｓｈｉｎに対し、ＯＳ社のコンサルタントとしてプライバシーマーク更新に関する営

業を行い、Ｋｅｉｓｈｉｎと直接取引を行った。このことは、ＯＳ社における応対記録に被告からの紹介である旨が記載されていることからも明らかである。

ウ　ソフトコム、ドリームファクトリー及びハスラックについて

テイルズ、松村工業及び神戸ロジサービスに対するメールやＫｅｉｓｈｉｎにおける競業行為から明らかなように、被告は、ソフトコム、ドリームファクトリー及びハスラックに対し、プライバシーマーク更新のタイミングで営業行為を行い、各社と直接取引を行った。

（被告の主張）

ア　テイルズ、松村工業及び神戸ロジサービスについて

被告によるテイルズ、松村工業及び神戸ロジサービスに対するメールは、被告がＵＰＦ及び原告から突然業務遂行を認めない旨の通告を受け、これらの顧客への挨拶なく業務遂行が終了したという経緯から、突然の退職に対する非礼を謝罪し、また、原告において改訂した個人情報保護規程が作成されていなかったことから、プライバシーマーク更新で困っていることがないかの確認をするためであった。

このような被告のメール送信は、その経緯と動機、内容がプライバシーマーク更新のタイミングで従前のコンサルタントとして非礼を謝罪し、困りごとがないかの確認をする程度の短い内容であったこと、原告に実損が生じていないことからすれば、競業避止義務に違反する営業行為であったとはいえない。

イ　Ｋｅｉｓｈｉｎについて

被告による営業行為について何ら具体的な主張もされていないことから、営業行為は認められない。

なお、Ｋｅｉｓｈｉｎから被告に直接電話での問合せがあり、被告では直接対応できない旨伝えたところ、ＫｅｉｓｈｉｎにおいてＯＳ社に新規

の申込みをして、被告を担当者とするように要望したことはあった。

いずれにせよ、直接取引も営業行為も行っていない。

ウ　ソフトコム、ドリームファクトリー及びハスラックについて

ソフトコム、ドリームファクトリー及びハスラックについては、被告による営業行為について何ら具体的な主張もされていないことから、認められない。

⑵　争点２－１（競業避止条項の公序良俗違反の有無）について

（被告の主張）

本件業務委託契約１０条５項が定める業務委託契約終了後の競業避止義務は、職業選択の自由を制約するものであることから、①競業避止を必要とする正当な目的の存否、②競業避止の範囲、③代償措置の有無等を総合的に検討し、競業避止義務に合理性が認められない場合には公序良俗に反し、無効となる。

原告及びＵＰＦの顧客に関する情報は、営業秘密に該当せず、流出を防止する必要がある情報ではなかったことから競業避止義務を課すことに正当な理由はない。また、競業避止の範囲は、地理的制限がなく広範なものであり、期間も５年と長期に及んでいるため、被告にとって非常に厳しい制限となっている。さらに、代償措置も存在しない。

このように、本件においては、競業避止義務を課すことに正当な目的がなく、その範囲は広範かつ長期に及ぶもので、代償措置も存在しないことからすると、本件業務委託契約１０条５項に合理性はなく、公序良俗に反し、無効である。

（原告の主張）

本件業務委託契約１０条５項が定める競業避止義務は、原告の顧客との取引又は営業行為を禁止するものであり、当該条項によって守られる委託者の利益は、委託者が時間や費用をかけて構築した顧客との取引関係そのもので

あり保護すべき必要性は高いこと、同条項は受託者に対して、委託者との競業を全般的に禁止しているものではなく、委託者の顧客との取引のみを禁止しているものであり、受託者である被告の不利益は小さいこと、原告と被告との間の契約は業務委託契約であり、雇用契約とは異なり対等な当事者間で締結されたものであったこと、被告はコンサルタントとして顧客との接点を独占的に担う立場にあり、競業避止義務を課す必要性が高い地位にあったこと、５年の期間について、本件業務が２年ごとの更新を前提とする継続的業務であり、契約終了後に到来する１回目の更新（約２年後）のみならず、２回目の更新準備が開始される時期までを含めると、被告が顧客に接触して競合する機会を実質的にカバーするには相応の期間が必要であることからすると、競業避止に係る本件業務委託契約１０条の定めは公序良俗に反しない。

⑶　争点２－２（違約金条項の公序良俗違反の有無）について

（被告の主張）

本件業務委託契約１０条３項の違約金条項は、賠償額の予定と解されるところ、このような条項は、社会的に相当と認められる範囲を超えて著しく高額であるような場合には、公序良俗に反し、無効となる。

本件業務委託契約において、被告は、原告からプライバシーマーク新規取得のコンサルタント報酬として１顧客当たり１０万円、プライバシーマーク更新のコンサルタント報酬として１顧客当たり８万円の支払を受けていたところ、原告の１顧客当たりの売上げは、プライバシーマーク新規取得の場合は３０万円、更新の場合は２４万円であったこと、プライバシーマークは、新規取得からの有効期間が２年であり、以後、２年ごとに更新することになっているところ、業務の性質上、新規取得に加え、１回（２年間）ないし２回（４年間）程度の更新のコンサルティングを受ければ、後は顧客自身が自社で対応できるようになってしまい、長期にわたってコンサルティングを受けることが基本的に想定されないものであったことからすると、違約金とし

て１５０万円という金額はおよそ生じ得ることが想定されない損害を予定するものであり、著しく不均衡なものである。また、原告は令和７年１１月２日にプライバシーマーク制度のコンサルティングに関する事業を廃止していることから、原告に将来にわたる逸失利益が生じることは観念できず、違約金１５０万円を正当化できるような実損が構造的に生じない。

このため、本件業務委託契約１０条３項は著しく均衡を欠くものであって、公序良俗に反し無効である。

（原告の主張）

被告の手数料は１顧客当たり１０万円であるが、一般的に、本件業務を顧客から受注した場合の売上相場は、１社当たりおおむね１００万～１５０万円程度にもなり得ること、上記⑵（原告の主張）のとおり、競業避止条項によって守られる委託者の利益は、委託者が時間・費用をかけて構築した顧客との取引関係そのものであり、仮に受託者が顧客と直接取引をすることになれば、委託者は、将来における売上げを失うだけでなく、それまでに費やしてきた時間・費用を回収することできなくなるのであり、投下資本の回収の観点も考慮すると、１５０万円という金額は合理的な範囲の額であって、「社会通念上著しく過大」と評価されるものではない。

⑷　争点３（損害の発生及び損害額）について

（原告の主張）

ア　違約金（本件業務委託契約１０条３項）　１０５０万円

被告による競業避止義務違反行為は、Ｋｅｉｓｈｉｎ、テイルズ、松村工業、神戸ロジサービス、ソフトコム、ドリームファクトリー及びハスラックに対する７件であることから、これらに係る違約金は１０５０万円（１５０万円×７件）である。

イ　被告が当該取引によって得た売上額（本件業務委託契約１０条４項）

２６３万４０００円

被告は、Ｋｅｉｓｈｉｎ、松村工業、神戸ロジサービス、ソフトコム、ドリームファクトリー及びハスラックと取引しているところ、原告が各社から得ていた売上額は２６３万４０００円である。

そのため、被告が各社との取引によって得た売上額は、２６３万４０００円を下らない。

（被告の主張）

否認ないし争う。

第３　当裁判所の判断

１　争点１（競業避止義務違反の有無）について

⑴　認定事実

ア　被告とＯＳ社は、令和４年６月２日付けで、ＯＳ社が被告に対し、ＯＳ社の顧客のプライバシーマーク等の取得・運用・更新に係るコンサルティング業務及び研修業務を委託する旨の業務委託基本契約を締結した。（乙Ｂ３）

イ　被告は、令和５年２月頃、ＯＳ社の担当者として、Ｋｅｉｓｈｉｎにおける令和５年のプライバシーマークの更新業務に係る対応を行った。（甲７、乙Ｂ６）

ウ　被告は、令和５年１０月４日、テイルズ、松村工業及び神戸ロジサービスに対し、各社のプライバシーマークの更新期限を記載するとともに、「昨年３月末でＵＰＦを退職しまして、オプティマ・ソリューションズで同じくプライバシーマークのコンサルをしております。退職後１年半経過致しましたので、ご連絡を差し上げました。」、「更新準備は、いかがでしょうか？お手伝いさせていただくことが、可能でしたら、ご一報いただけましたら、幸いです。」などと記載したメールを送信した。（甲６、９、１０）

⑵　テイルズ、松村工業及び神戸ロジサービスに係る競業避止義務違反の有無

ア　営業行為の有無

前提事実⑶イ及び認定事実ウによれば、被告は、令和５年１０月４日、かつての顧客であったテイルズ、松村工業及び神戸ロジサービスに対し、各社のプライバシーマークの更新期限を明示した上で、ＯＳ社のコンサルとして更新準備の手伝いを行う旨のメールを送信していることが認められ、これらはいずれもプライバシーマーク更新に係るコンサルティング業務に係る営業のメールであると認められる。そうすると、被告は、直接取引を目的とした営業行為を行ったということができるから、本件業務委託契約１０条１項、５項に基づく競業避止義務に違反すると認められる。

イ　直接取引の有無

なお、原告は、被告が松村工業及び神戸ロジサービスと直接取引を行った旨主張するが、上記アのとおり営業メールの送付は認められるものの、松村工業及び神戸ロジサービスが同メールを受けて被告と直接取引を行ったことを認めるに足りる的確な証拠はないから、被告が松村工業及び神戸ロジサービスと直接取引を行ったことまでは認めることができない。

⑶　Ｋｅｉｓｈｉｎに係る競業避止義務違反の有無

原告は、被告が令和５年２月頃、Ｋｅｉｓｈｉｎに対し、プライバシーマーク更新に関する営業を行い、直接取引を行った旨主張する。

認定事実イによれば、被告は、ＯＳ社の担当者としてＫｅｉｓｈｉｎのプライバシーマーク更新に係る業務を担当したことは認められるが、当該取引はＫｅｉｓｈｉｎとＯＳ社の間で行われたものであり、当該事実をもって被告がＫｅｉｓｈｉｎと直接取引をしたものであるとまでは認められない。また、証拠（乙Ｂ２）によれば、令和５年２月１０日、ＫｅｉｓｈｉｎからＯＳ社に対し、被告からＯＳ社を紹介された旨の連絡があったことが認められるものの、被告とＫｅｉｓｈｉｎとの間のやりとりの内容は明らかではなく、上記連絡をもって被告がＫｅｉｓｈｉｎに対して営業行為を行ったことまでは認められない。その他、被告がＫｅｉｓｈｉｎと直接取引をしたことを認

めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

⑷　ソフトコム、ドリームファクトリー及びハスラックに係る競業避止義務違反の有無

原告は、被告がソフトコム、ドリームファクトリー及びハスラックに対しても、テイルズなどと同様にプライバシーマーク更新のタイミングで営業行為を行い、各社と直接取引を行った旨主張する。

しかしながら、被告がソフトコム、ドリームファクトリー及びハスラックに対してプライバシーマーク更新に係る業務を行ったと認めるに足りる証拠はないから、原告の上記主張は採用することができない。

⑸　小括

上記⑵ないし⑷のとおり、被告がテイルズ、松村工業及び神戸ロジサービスに対して営業メールを送信した行為は競業避止義務に違反する行為に該当すると認められるが、Ｋｅｉｓｈｉｎ、ソフトコム、ドリームファクトリー及びハスラックに対する関係では、被告の競業避止義務違反行為は認められない。

２　争点２－１（競業避止条項の公序良俗違反の有無）について

被告は、本件における顧客情報は流出を防止する必要があるものではなく、競業避止義務を課す正当な理由がないこと、競業避止の範囲に地理的制限がなく広範なものであること、代償措置が存在しないことなどから、本件業務委託契約１０条５項の定めが公序良俗に反し無効である旨主張する。

前提事実⑶アのとおり、本件業務委託契約は、原告が被告にプライバシーマークの付与適格の新規取得支援業務又は更新支援業務を委託することを内容とするものであるところ、証拠（甲４、１６）及び弁論の全趣旨によれば、本件業務委託契約は、その前提として、原告又はＵＰＦが、その顧客からプライバシーマークの付与適格の新規取得又は更新に係る支援業務を行うよう委託を受

け、原告が当該委託業務の遂行のため、実際の顧客の実情に応じた新規取得又は更新に係る支援業務を被告に委託するものであり、実際に、本件業務委託契約における被告の業務は、原告から依頼を受け、原告の顧客に対し、原告側の窓口として、本件業務を提供することである。このように、被告は、原告の担当者として、本件業務に係る顧客との間で直接にやり取りを行い、当該顧客の実情を把握する立場にあることからすれば、このような被告が本件業務委託契約終了後に原告を介さずに本件業務に係る取引を行うことができるものとすると、原告は、顧客獲得（顧客からプライバシーマークの付与適格の新規取得又は更新に係る支援業務を行うことを受託すること）に要した費用に対応する委託報酬を容易に失うことになりかねないのであって、そのような事態を防ぐためには、被告に対し、競業避止義務を課す必要性が認められる。

また、競業避止の範囲について、地理的制限はないものの、前提事実⑶ア(ｲ)及び(ｵ)のとおり、本件業務委託契約１０条５項が定める競業避止の対象は原告の顧客に限定されているのであって、このような事情に照らせば、本件業務委託契約における競業避止の範囲が、過度に広範であるとまでは言い難い。

さらに、本件業務委託契約において競業避止義務に係る何らかの代償措置があったことはうかがわれないものの、証拠（甲４、１６）及び弁論の全趣旨によれば、被告には、本件業務委託契約上、本件業務への専念義務は定められておらず、兼業も可能であったことが認められ、このような事情を併せ考慮すれば、代償措置がないことをもって、競業避止義務を課すことが直ちに不合理とまでは言い難い。

以上に加え、被告は、競業避止期間が本件業務委託契約終了後５年間と長期間に及ぶものである旨も主張するところ、確かに、５年間という期間は一般に競業避止期間として長期間であるといえるし、本件についていえば、プライバシーマークの有効期間が２年間であり、プライバシーマークを継続して使用するためには更新を要すること（前提事実⑵）からすれば、競業避止期間を５年

間とすることは、本件業務委託契約終了後、少なくとも更新２回分は競業が禁止されること（被告の立場から換言すれば、少なくともプライバシーマークの更新に係る支援業務２回分の営業機会を喪失すること）を意味することになり、そのような長期間にわたり不利益を甘受させるべき合理性については明確な説明は見当たらず、疑義が残るといわざるを得ない。もっとも、上記で述べた競業避止義務を課す必要性に照らせば、本件業務委託契約終了後、少なくとも２年間程度（１回目の更新に係る本件業務に係る期間）の限度であれば、不当に長期間であるとはいえない。

以上を総合すれば、本件業務委託契約１０条５項の規定は、競業避止義務を負う期間を契約終了後２年間とする限度においては、公序良俗に違反するものではないと認めるのが相当である。

３　争点２－２（違約金条項の公序良俗違反の有無）について

被告は、本件業務委託契約１０条３項の定めが公序良俗に反し無効である理由として、本件業務委託契約に係る被告の報酬額と差があること、本件業務の性質上、長期間にわたる業務提供が基本的に想定されないこと等を主張する。

証拠（乙Ａ１１）によれば、本件業務委託契約における被告の報酬は、プライバシーマーク新規取得１件につき１０万円、プライバシーマーク更新１件につき８万円であると認められるものの、上記２で述べたとおり、本件業務委託契約において被告に競業避止義務を課す必要性は、原告の顧客獲得に要した費用に対応する委託報酬を失うことを防ぐことにあり、違約金の額についても、原告が顧客から取得する委託報酬との比較において判断すべきであり、被告の報酬額は違約金の額が不相当であるか否かには直接関連しないというべきである。

そして、証拠（甲１８）によれば、プライバシーマーク取得支援に係る費用が同種業者において１件当たり１５０万円以上とされていることが認められることからすれば、本件業務委託契約１０条３項が定める違約金の額（１件当た

り１５０万円）が社会的に相当と認められる範囲を超えて著しく高額であるとはいえない。

また、被告が指摘する本件業務の性質について、本件全証拠によっても、本件業務の性質上、長期間にわたる業務提供が想定されないという事実は認められない。

以上を総合すれば、本件業務委託契約１０条３項の規定は、公序良俗に違反すると認めることはできない。

４　争点３（損害の発生及び損害額）について

⑴　違約金（本件業務委託契約１０条３項）

上記１⑵ア及びイのとおり、被告による競業避止義務違反は３件であり、これらはいずれも本件業務委託契約終了後２年以内に行われたものであるから、違約金の額は４５０万円となる。

⑵　被告が当該取引によって得た売上額（本件業務委託契約１０条４項）

上記１⑵ア及びイのとおり、被告の競業避止義務違反は営業行為に係るものであり、直接取引の事実が認められないことからすると、本件業務委託契約１０条４項に係る損害は認められない。

第４　結論

以上によれば、原告の請求は、主文掲記の限度で理由があるからこれを認容することとし、その余の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第２９部

裁判長裁判官

澁　　谷　　勝　　海

裁判官

本　　井　　修　　平

裁判官

浅　　川　　浩　　輝